

運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを
求める意見書

福島第一原発事故から6年が経過しましたが、いまだ収束のめども廃炉の見通しも立っていません。今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされており、一日も早く平穏な生活を取り戻されることを願うばかりです。

福島第一原発事故を教訓に原子炉等規制法が改正され、原子炉の運転期間は「原則40年」と規定されました。しかし、原子力規制委員会が認めれば、最長20年間の運転延長が可能という例外規定が設けられ、その審査に関しては専門家等から安全性に疑義が出されているところ です。

日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）東海第二発電所は、1978年11月の営業運転開始から間もなく40年を迎える老朽化した原発であり、東日本大震災により損傷を受け、6年間停止したままとなっています。

しかし、日本原電は、2014年5月、再稼働に向けて原子力規制委員会に適合性審査の申請を提出し、現在審査中となっています。また、本年11月までに「20年延長」を申請する動きもあります。

東海第二発電所は首都圏に唯一の原発であり、30キロメートル圏内には全国一多い約百万人が生活しているという、全国的にみても特異な地域です。茨城町は、全町がほぼ30キロメートル圏内に入り、万一深刻な事故が発生した場合には、極めて大きな被害につながる危険性があり、福島原発事故と同様、長期間にわたる避難生活を強いられる可能性があります。避難計画の策定が困難を極めてい る中、運転期間20年延長の動きに、町民は不安を募らせています。

運転開始から40年を超えた原子力発電所の運転期間の延長は行わず、速やかに廃止することを求めます。また、国策として進めてきた原発政策において、原子力発電所の廃止後は、国が責任をもって原発に代わる地域経済振興支援を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成29年6月15日

茨城県茨城町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、
内閣官房長官